

記入例D

特別徴収へ切り替える

特別徴収切替届出(依頼)書

令和3年9月16日 提出  (宛先) 前橋市長	(特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒371-0104 前橋市富士見町時沢123番地12					特別徴収義務者 指定番号	※前橋市 処理欄		1 現年度	2 新年度	引抜用 コピー済				
		フリガナ	マルサンカクシカク カブシキガイシャ						新規	新規の場合、納入書(要・不要)							
		名称(氏名)	○ △ □ 株式会社					担当者 連絡先	係	人事労務係							
		代表者の 職氏名	代表取締役 時沢 太郎						氏名	時沢 トキ子							
法人番号	1	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	電話	027-288-0000		

給与所得者	フリガナ	マエバシ シロウ		旧姓		普通徴収 年税額	140,000 円	普通徴収 納付済額	70,000 円 (第2期分まで)	
	氏名	前橋 四郎				普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔1・2・3・4〕 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。			
	生年月日	昭和	平成	47年	11月	11日	特別徴収 開始予定月	11 月分(12月10日納期分)から 特別徴収を開始します。 ※特別徴収の開始月は、この月よりとする月の翌々月以降としてください。		
	1月1日現在の 住所	前橋市富士見町時沢321番地1								
	現在の住所	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください								
	前職退職年月日	令和	3年	8月	31日	届出理由	1 入社			

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。本人が納めるように必ずお伝えください。(口座振替をご利用の方は、納期限前でも切り替えができない場合があります。) ※二重納付防止のため、納付書(納期未到来分)を添付してください。納付済分や口座振替の場合は不要です。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 月末の最終開庁日までに受理した届出書は、翌々月の給与から特別徴収することができます。 ※(例)9月末受理→10月中旬発送→11月分(12月10日納期限)から開始
- 令和4年6月から特別徴収の開始を希望される場合は、令和4年4月15日までにこの届出書を提出してください。
- 届出書が不足する場合は、複写(コピー)してご使用ください。

【提出先】〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 財務部 市民税課 特別徴収係

月末の最終開庁日までに受理した届出書について、翌月中旬までに「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、翌々月分から特別徴収開始となります。

口座振替	有・無	徴収区分	有・無	メモ	有・無
済期月・開始期月			入力	照合	
.			R P A		